

2024年10月18日

受益者の皆さまへ

アセットマネジメントOne株式会社

「アジア3資産ファンド 資産形成コース」

投資信託約款変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、弊社の追加型証券投資信託「アジア3資産ファンド 資産形成コース（愛称：アジアンスイーツ）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、投資信託約款の変更（以下「約款変更」といいます。）をさせていただく予定といたしましたので、お知らせ申し上げます。

この約款変更は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定に従い、異議申立て手続きをもって決定されます。2024年10月18日時点の当ファンドの受益者の皆さまのうち、約款変更についてご異議のある方は、書面によりその旨をお申し出ください。

約款変更は、ご異議を申し立てられた受益者さまの受益権口数が、2024年10月18日の受益権総口数の2分の1を超えない場合に可決されます。

■ 必要なお手続きについて

当ファンドの約款変更にご異議がある場合：

「異議申立て」を行ってください。

4ページの「約款変更にご異議のある場合のお手続き」をご参照いただき、書面をご郵送ください。

約款変更にご同意いただける場合、お手続きは必要ありません。

本件につきご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。
なお、お客さまの口座内容等に関するご照会は、お申込みされました販売会社にお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社

〔コールセンター〕0120-104-694 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

敬具

1. 約款変更の内容と理由

<内容>

当ファンドの信託期間を「無期限」から「2025年10月31日まで」に変更いたします。
※変更の詳細は以下をご覧ください。

投資信託約款の変更の案

(新)	(旧)
<p><信託期間> 第5条 信託の期間は、信託契約締結日から<u>2025年10月31日まで</u>とします。</p>	<p><信託期間> 第5条 信託の期間は、信託契約締結日から<u>第47条第8項、第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項および第52条第2項の規定による信託終了の日まで</u>とします。</p>

<理由>

当ファンドは2007年に設定し、アジア好配当株マザーファンド受益証券およびアジア債券マザーファンド受益証券、アジアREITマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国（地域を含みます。）の株式、公社債および不動産投資信託証券（リート）への分散投資を行い、安定した収益の確保を図るとともに、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、近年、ファンドからの資金流出が続き、今後もファンドの純資産の大幅な増加は見込めないと考えています。このような状況下、ファンドの効率的な運用と商品性の維持が困難となる可能性があることから、無期限の信託期間を2025年10月31日までと有期限化する約款変更を実施することが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

2. 手続きの日程と概要

公告日	2024年10月18日	本手続きの対象となる受益者の確定日
異議申立期間	2024年10月18日～ 2024年11月26日	ご異議のある受益者の異議申立受付期間
約款変更実施判定日	2024年11月27日	約款変更の可否決定日
異議申立受益者の 買取請求期間(予定)	2024年12月6日～ 2024年12月25日	異議申立てされた受益者の買取請求期間
約款変更適用日(予定)	2024年12月26日	可決した場合の約款変更予定日

- ※ 公告はアセットマネジメントOne株式会社のホームページに掲載します（電子公告）。
（ホームページ：<https://www.am-one.co.jp/>）
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ※ 書面による異議申立てについては、2024年10月18日現在の受益者の皆さまを対象としております。2024年10月19日以降に取得された受益権口数（2024年10月17日以降に取得申込みをされた受益権口数）は本件の対象とはなりません。ご了承ください。

3. 書面による異議申立ての方法

【約款変更にご異議のある場合】 ⇒ 次ページのお手続きが必要です。

※当ファンドの約款変更に同意いただける場合は、特に必要なお手続きはございません。

【約款変更にご異議のある場合のお手続き】

当ファンドの約款変更にご異議のある受益者の皆さまは、「書面」（官製はがき、封書等の書式自由）に以下の「書面にご記入いただく内容」をご記入のうえ、アセットマネジメントOne株式会社にご郵送ください。

なお、2024年11月26日までにアセットマネジメントOne株式会社に到着した分を有効とさせていただきます。

書面にご記入いただく内容

- | | |
|-------------------|-----------------|
| a. ファンド名 | b. 住所又は所在地 |
| c. 氏名又は法人名（署名・捺印） | d. 電話番号（日中連絡先） |
| e. 保有口数 | f. 取扱販売会社および取引店 |
| g. 口座番号 | h. 約款変更にご異議のある旨 |

<ご記入にあたってのご注意事項>

- ・当ファンドの異議申立てに関し、複数の販売会社・支店等で口座をお持ちですべての保有口数で異議申立てをされる方は、保有する販売会社名、取引店名、口座番号、保有口数をそれぞれご記入ください。

書面宛先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-8-2 鉄鋼ビルディング
アセットマネジメントOne株式会社
商品開発グループ ディスクロージャーチーム
異議申立て受付係

<ご送付いただいた異議申立て書面の取り扱い>

- ・ご記入内容に不備がある場合などには、異議申立てをお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。保有口数をご不明な場合は、その旨をご記入ください。なお、受益者の皆さまの権利保護の観点から、販売会社またはアセットマネジメントOne株式会社から確認のご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。
- ・受益者の皆さまの個人情報はアセットマネジメントOne株式会社のホームページに掲載している「個人情報保護に関する事項 お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則って取り扱い、異議申立てに関する事務を処理する目的以外には使用いたしません。また、取得した個人情報は必要な範囲で弊社および販売会社において共有いたします。

4. 約款変更の実施の判定

約款変更については、2024年11月27日に異議申立ての口数を集計し、実施するか否かを判定いたします。

＜約款変更を実施する場合＞

当ファンドの約款変更に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、2024年10月18日現在の当該信託約款にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、約款変更の届出を行い、2024年12月26日より適用します。

＜約款変更を実施しない場合＞

当ファンドの約款変更に対し、ご異議を申し立てられた受益者の方の受益権口数が、2024年10月18日現在の当該信託約款にかかる受益権総口数の2分の1を超えた場合には、当ファンドの約款変更は行いません。

この場合、約款変更を行わない旨を、速やかに公告し、かつ、当ファンドの信託約款にかかる知られたる受益者の皆さまに対して書面を交付いたします。

※異議申立ての結果は、2024年11月27日（約款変更実施判定日）以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ (<https://www.am-one.co.jp/>) およびコールセンター（電話：0120-104-694【営業日の午前9時～午後5時】）にてご確認ください。

5. ご異議をお申立ての受益者の方の買取請求に関する手続きについて

約款変更をすることとなった場合、ご異議を申し立てられた受益者の方は、保有する受益権について、当ファンドを購入された販売会社等を通じて、受託会社（みずほ信託銀行株式会社）に対し、受益権にかかる信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

買取請求期間（受託受理日）は、2024年12月6日から2024年12月25日までとなります。

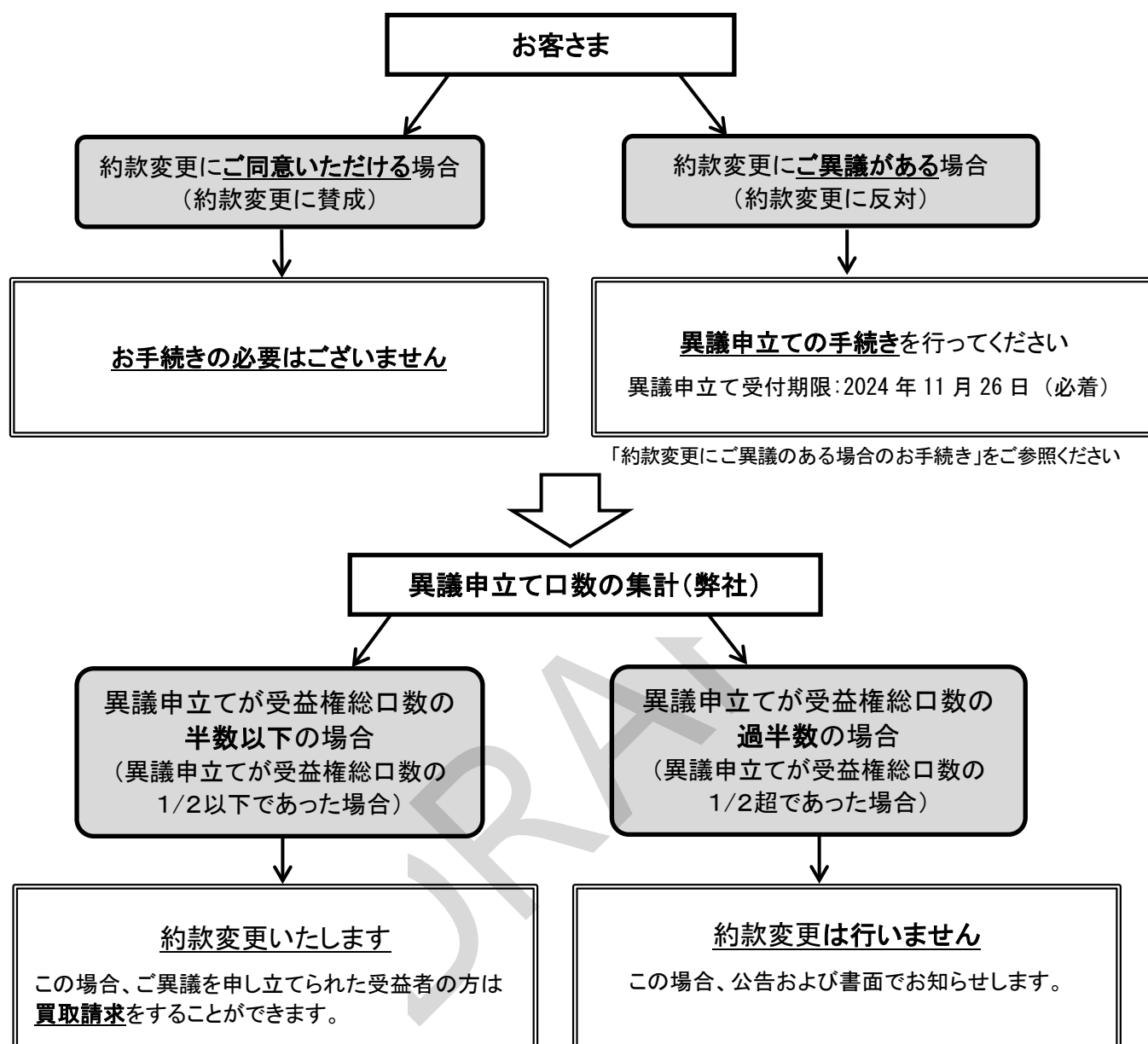
買取請求を行った場合の買取価額は、受託会社が買取請求書を受理した日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額となります。なお、受益者が受領する買取代金からは、振込手数料（税込み）および買取計算書送付のための郵送料（税込み）が差し引かれます。また、買取代金の受領までには、通常のご換金請求よりも日数を要する場合があります。買取代金の収益の税務の取扱いに関しては、法令に則した適正な申告（確定申告）等のお手続きを受益者さまご自身で行っていただく必要がございます。

買取請求に関する書類は、異議申立期間終了後、ご異議を申し立てられた受益者の方に、あらためてアセットマネジメントOne株式会社よりご送付いたします。

この買取請求手続きは、受益者の皆さまのご判断によるもので、必ず行わなければならないものではありません。販売会社では、通常通り当ファンドの換金（解約）のお申込みを受け付けます。

以上

<ご参考①> お手続きの流れ



※ 約款変更にかかる異議申立ての結果は、2024年11月27日以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページ (<https://www.am-one.co.jp/>) およびコールセンター (電話: 0120-104-694 【営業日の午前9時～午後5時】) にてご確認いただけます。

異議申立てをされたお客さまは、受託会社に対し買取請求を行うことができますが、この買取請求手続きは、法令・信託約款の規定に基づく権利であり、必ず行わなければならないものではありません。異議申立期間中・買取請求期間中ともに、販売会社において通常通り当ファンドのご換金(解約)のお申込みを受け付けます。

<ご参考②> 約款変更に関するQ & A

Q1:なぜ、約款変更を行うのですか？

近年、ファンドからの資金流出が続き、今後もファンドの純資産の大幅な増加は見込めないと考えています。このような状況下、ファンドの効率的な運用と商品性の維持が困難となる可能性があることから、無期限の信託期間を2025年10月31日までと有期限化する約款変更を実施することが、受益者の皆さまにとって有利であると判断いたしました。

Q2:約款変更の手続きに対して、受益者として何をしなければならないのですか？

約款変更にご同意いただける場合は、お手続きの必要はございません。

約款変更にご異議のある場合は、お手続きが必要です。4ページの「約款変更にご異議のある場合のお手続き」をご参照の上、お手続きください。

Q3:約款変更を実施するか否かは、どのように決定されますか？

異議申立て手続きにより決定します。ご異議を申し立てられた受益者の受益権口数の合計が、異議申立てすることができる受益者の受益権総口数の2分の1を超えない場合は可決され、受益権総口数の2分の1を超えた場合は否決となります。

Q4:異議申立て（約款変更するか否か）の結果は、どのようにすれば知ることができますか？

異議申立て手続きの結果は、2024年11月27日（約款変更実施判定日）以降、アセットマネジメントOne株式会社のホームページまたはコールセンターにてご確認いただけます。

ホームページ：<https://www.am-one.co.jp/>

コールセンター：電話 0120-104-694（営業日の午前9時～午後5時）

Q5:約款変更の実施が決定された場合、どのようにになりますか？

約款変更適用日より、約款変更の内容での運用が行われます。また、ご異議を申し立てられた受益者の皆さまには「買取請求のご案内」をお送りしますが、必ず買取請求をしなければならないわけではなく、通常の換金（解約）のお申込みも可能です。

Q6:約款変更が実施されないこととなった場合、どのようにになりますか？

異議申立て手続きにより約款変更が否決された場合には、当ファンドの約款変更は行いません。

Q7:ファンドを売却することは可能ですか？

約款変更の可否に関わらず、売却はいつでも可能です。

その他、ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

アセットマネジメントOne株式会社のコールセンター（電話：0120-104-694）【営業日の午前9時～午後5時】